

〈スキーム全体〉 既存の枠組みを生かした権利擁護の持続可能な発展



【アドバイザー】
行政書士・司法書士
法テラス

アドバイス

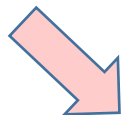


【監督・支援団体】
黒潮町権利擁護センター
(黒潮町社会福祉協議会)

支援・研修



【日常的金銭管理サービス】
・介護保険事業所
・金融機関



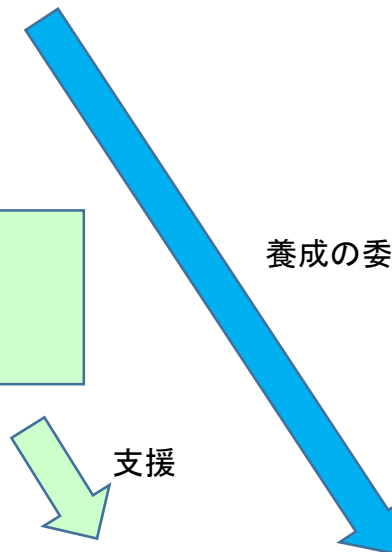
【本人】

黒潮町

委託



養成の委託



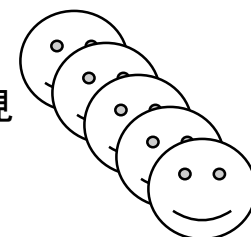
支援



【意思決定サポーター】
あったかふれあいセンター
(NPOしいのみ・黒潮町社会福祉協議会)

《重層的体制整備事業》

- ・アウトリーチによる潜在的支援者の発見
- ・他機関協働による支援の連携
(保健師、民生委員、社協、事業所)



権利擁護が必要だが
・気づいていない人
・手をあげられない人

〈日常生活支援〉



【アドバイザー】
行政書士・司法書士
法テラス

アドバイス



【監督・支援団体】
黒潮町権利擁護センター
(黒潮町社会福祉協議会)

黒潮町

委託



NEW !

【日常的金銭管理サービス】
・介護保険事業所
・金融機関

【日常生活自立支援事業】

【緊急事務管理】

専門家のアドバイスをもらいながら、進捗管理。
どのサービス、事業を利用するのが適切なのか判断。

【成年後見制度】



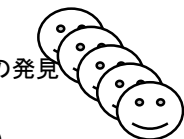
＜意思決定サポーター＞

【意思決定サポーター】

あったかふれあいセンター
(NPOしのみ・黒潮町社会福祉協議会)

《重層的体制整備事業》

- ・アウトリーチによる潜在的支援者の発見
- ・他機関協働による支援の連携
(保健師、民生委員、社協、事業所)



権利擁護が必要だが
・気づいていない人
・手をあげられない人

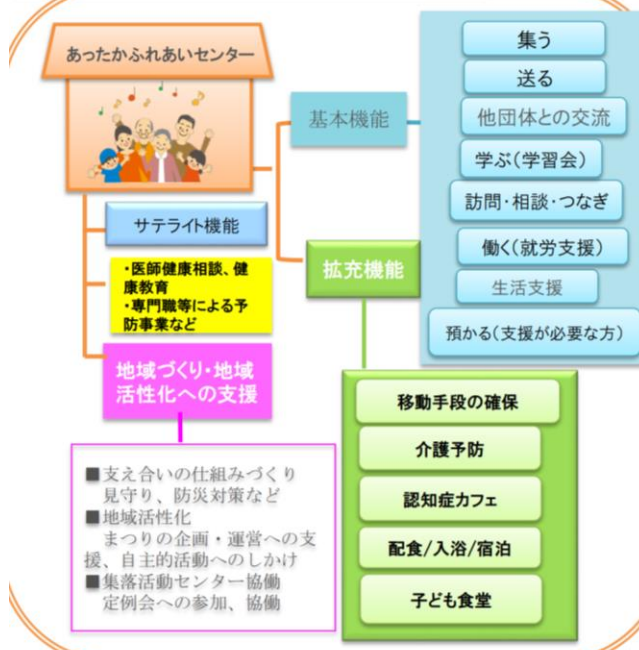
高知県独自の地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」を活用。重層的体制支援整備事業の委託先にもなっている。

黒潮町は特に力を入れており、町内6拠点でほぼ町内全域をカバーしている。

黒潮町あったかふれあいセンター事業 ～誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らすことができるまちづくり～

黒潮町では、住民が主体となりNPOや社会福祉協議会、行政、関係機関で地域福祉に関する「13の地域(生活)課題」をまとめ、「お互いさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とする黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進しています。あったかふれあいセンターは、その機能を活用し、住民の在宅生活を支えるとともに、地域の交流拠点として、また、一人ひとりの健康維持・介護予防といった自己啓発の場としても活用されています。笑顔あふれるまちづくりを進めています。

■黒潮町あったかふれあいセンターの機能■



あったかふれあいセンターこぶし

月・火・水・木・金
場所：旧拳ノ川保育所(集落活動センター内)
黒潮町拳ノ川46-1
電話：55-7350 mail: shienhouse@iwkne.jp
委託先：黒潮町社会福祉協議会
利用料 昼食代(実費負担)

あったかふれあいセンター北郷

毎週火曜・木曜※月・水・金はデマンドバス運行
場所：旧北郷小学校1階
黒潮町加持川850番地
電話：43-1595 Mail：無
委託先：NPO法人しのみ 利用料 有

あったかふれあいセンターさか

月曜～金曜
場所：旧佐賀保育所
黒潮町920
電話：31-4807
Mail: attakasaga@iwkne.jp
委託先：黒潮町社会福祉協議会

あったかふれあいセンター白田川

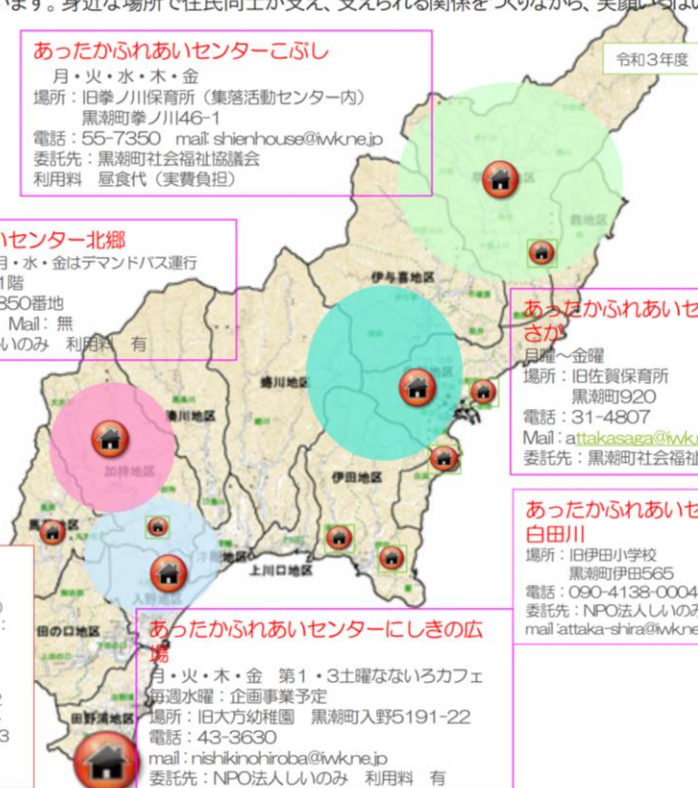
場所：旧伊田小学校
黒潮町伊田565
電話：090-4138-0004
委託先：NPO法人しのみ
mail: attaka-shira@iwkne.jp

あったかふれあいセンター「みうら」

月曜(サテライトかきせ)
火曜(午前：体操、午後：サテライト田野浦)
金曜(集い)
場所：出口集会所
黒潮町出口272-2
実施：NPO法人しのみ
(Tel.) 080-2998-0003
Mail: miura@iwkne.jp
利用料：有

あったかふれあいセンターにしきの広

月・火・木・金 第1・3土曜ないろいろなカフェ
毎週水曜：企画事業予定
場所：旧大方幼稚園 黒潮町入野5191-22
電話：43-3630
mail: nishikinohiroba@iwkne.jp
委託先：NPO法人しのみ 利用料 有



〈課題〉

- ・ 日常的金銭管理サービスを受けてくれる事業所、金融機関があるのか
- ・ 日常的金銭管理サービスの詳細
金銭管理サービスの際の立会、定期監査、利用料金など
- ・ 意思決定サポーターのできる範囲としてほしい範囲の落としどころ
預貯金の引き出しの立会、契約、入院・入所手続きの支援
- ・ 意思決定サポーター報酬金額
- ・ 人員不足、研修制度の充実

〈R4.7.12 成年後見室との打ち合わせ〉

- ・介護保険事業所で、すでに金銭管理を「やむなし」でやっているところ、そのことで困っているところがあれば、日常的な金銭管理サービスのことを相談してみる。

また、実際、町内の介護保険事業所にヒアリングしてみるのもいいかも。

⇒これを次のステップのとしてやる。

- ・金銭管理サービスの担い手の例

JA、地元の信用金庫、生保・損保の子会社など「地域密着」の金融機関

- ・金銭管理サービス、意思決定サポーター向けのプレ研修を厚労省が企画している。

- ・金銭管理サービスはあくまで「日常的」な範囲。社協と市町村でこの方の支援はこのサービスを使おうという決定を行う。

※あまり日自にひっぱられて本サービスを考えない方がよい。

- ・モデル事業なので大枠をつかってトライ＆エラーでやってく。要綱はその後でもいいかも。

- ・通帳はケアマネが保管、印鑑は意思決定サポーターが保管とすることで「関係性の乱用防止」を実施するのも一手。

- ・高知県では、権利擁護強化事業としてブロック単位で支援する体制に取り組んでいる。アドバイザーとして活用できる。